

# 旧坂下高校校長公舎解体工事仕様書

(運用範囲等)

本特記仕様書は若松商業高校校長公舎解体工事に適用する。

工事の施工にあたっては、本特記仕様書、関係設計書等の定めるところによる他、「建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版)」「公共建築工事標準仕様書(建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編)」によるものとし、加えて関係法令や規則等を遵守しなければならない。

## 1 工事概要

- (1) 工 事 名 旧坂下高校校長公舎解体工事
- (2) 工事内容 旧坂下高校校長公舎の解体及び工作物等の撤去
- (3) 施行箇所 福島県河沼郡会津坂下町字石田1494-2
- (4) 建物概要 木造トタン葺1階 延床面積 85.29㎡

## 2 解体等処分範囲

- (1) 残存備品  
残存備品の撤去も行うこと。なお、必要に応じて発注者に協議を行うこと。
- (2) 基礎  
建物解体後は不陸整正し、砕石敷込みとする。
- (3) 廃材等  
アスベスト含有建材として見積りに計上すること。
- (4) 各インフラ  
各インフラについては次のとおりとする。  
水道・・・水道管切り離し(2時側)  
電気・・・電線切り離し、メーターの取り外し  
ガス・・・メーター取り外し  
電話(NTT)・・・配線切り離し

## 3 遵守事項

受注者は、次の事項を遵守し、施工するものとする。

- (1) 工事の着手前に、地元関係者(隣接地地権者、周辺住民、車両通行敷地所有者等)等に工事内容の説明や協力の依頼等を行うこと。
- (2) 工事の着手前に、解体等処分物件の形状、構造及び周囲の状況等を調査し、周辺環境に悪影響を及ぼさないように十分に留意すること。

また、解体建物に含有する有害物資については、関係法令や規則を遵守し適正に処分しなければならない。

- (3) 工事の施工にあたっては、技術者を適正に配置する等、「建設業法」等の関係法令や規則等を遵守しなければならない。
- (4) 工事の施工にあたっては「騒音規制法」等の関係法令や規則等を遵守し、防音シートを使用する等、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 工事の施工に伴って粉塵等が発生する恐れのある場合は、仮囲いや散水を行う等、必要な措置を講じなければならない。
- (6) 工事に伴って必要となる官公庁等への届出等の手続きやその費用、工事用の電気や水道等の使用に係る手続きやその費用及び工事の施工中における工事場所の除雪等、施工のために必要となる措置に係る費用は、受注者の負担とする。
- (7) 工事の施工中において、工事場所に立ち入る際には、常に身分証明書を携帯し、第三者の土地に立ち入る場合は、事前に同意を得るものとし、紛争が起こらないよう十分に留意しなければならない。
- (8) 工事によって発生する廃材は、全て構外に搬出するものとし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「建設副産物適正処理推進要綱」等の関係法令や規則等を遵守したうえで、計画策定等の手続きやその費用も含め、受注者自らの責任において適正に処分及び再資源化しなければならない。
- (9) 工事の施工中において、「道路交通法」及び「道路法」等の関係法令や規則等を遵守し、過積載を防止しなければならない。
- (10) 受注者は本解体工事に伴い損害賠償責任保険等に加入するものとする。
- (11) 提出書類
  - (契約後)
  - ア 工事着手届
  - イ 工事工程表
  - ウ 現場代理人届
  - エ 施工計画書
  - オ 各種届出、手続き
  - (工事完了時)
  - ア 工事完了届
  - イ 完成図書

Google 〒969-6553 福島県河沼郡会津坂下町石田 1 4 9 4 - 2



〒969-6553 福島県河沼郡会津坂下町石田 1 4 9 4 - 2

- ルート・変更
- 保存
- 付近を検索
- モバイルデバイスに送信
- 共有

HR4C+Q3 会津坂下町、福島県

写真

